

県内在宅サービスで介護職員等がたんの吸引等を実施する
事業所（介護保険・障害福祉サービス）等の長　様

秋田県健康福祉部障害福祉課長
（公　印　省　略　）

たん吸引等を行う事業者の登録及び「認定特定行為業務従事者認定証」（研修修了者及び経過措置対象者）の交付申請手続き等について（「特定の者」分）（通知）

県の障害者福祉行政の推進につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「社会福祉士法及び介護福祉士法」（昭和６２年法律第３０号）の一部改正により、平成２４年４月１日より、一定の研修を受けた介護職員等が、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下、事業者としての登録を受けた上で、たんの吸引等の行為を業として実施できることとなりました。

また、制度の開始に当たっては、既に一定の要件の下、介護職員等がたんの吸引等を行っている場合で、その知識・技能が研修を受講した者と同等と認められる場合には、県の認定を受け、事業者として登録することで、引き続き、たんの吸引を実施できる経過措置が設けられたところです。

つきましては、事業者の登録及び業務従事者認定証の手続きに関する様式等を掲載しますので、手続きに当たり御活用くださるようお願いいたします。

なお、御不明な点につきましては、担当まで御連絡ください。

【様式等の掲載場所】

- 美の国あきたネット → 分野別で探す → 健康・福祉　－　障害福祉 → 自立支援法関連
→ 「介護職員等によるたんの吸引等の実施に関する手続き等について」

【留意事項】

- （１）障害福祉課は、第３号研修（※いわゆる「特定の者」研修。主な受講者は、高齢者・障害者を問わず、訪問系サービスを行う事業所の介護職員等を想定）を行います。

第１号・第２号研修（※いわゆる「不特定の者」研修。主な受講者は、特別養護老人ホーム等の介護職員等を想定）は、長寿社会課が行います。

- （２）障害福祉課は、①介護保険サービスのうち、在宅サービスを行う事業所②障害福祉関係事業所（在宅サービス・日中系サービス・障害者支援施設等）について、事業者登録・認定証交付の手続きを行います。

高齢者関係のサービスであっても、介護保険担当課（長寿社会課）ではなく、障害福祉課に申請が必要な場合があることに御注意ください。

- （３）たんの吸引等の実施に当たっては、報酬として加算が算定できる場合がありますが、加算の届出については、介護保険サービスは長寿社会課、障害福祉関係は障害福祉課が担当ですので、お間違いのないようお願いいたします。

- （４）個人に対する認定証の交付申請様式は、「研修修了者」であるか「経過措置対象者」であるかで異なりますので、正しい様式を使用してくださるようお願いいたします。

連絡先　　障害福祉課地域生活支援班 電話／FAX　　018-860-1334／018-860-3866
--

1 個人が経過措置の認定を受ける場合【経過措置用認定証の交付申請】

- (1) 障害福祉課では、「特定の者」に対したん吸引等を行う方に対し、認定証を交付します。
なお、「特定の者」「不特定の者」に係る基本的な考え方は次のとおりです。

＜国Q&A＞

Q. どのような場合に「特定の者」研修を選択しうるか、適切な例をお示しいただきたい。

A. 特定の者の研修事業は、ALS等の重度障害者について、利用者とのコミュニケーションなど、利用者と介護職員等との個別の関係性が重視されるケースについて対応するものである。以下に限定されるものではないが、具体的な障害等を例示するとすれば以下のような障害等が考えられる。

＜障害名等の例＞

- ・筋萎縮性側索硬化症（ALS）又はこれに類似する神経・筋疾患
- ・筋ジストロフィー
- ・高位頸髄損傷
- ・遷延性意識障害
- ・重症心身障害 等

なお、上記のような対象者であって、対象者も限定されている場合は、障害者支援施設においても「特定の者」研修を選択しうる。

- (2) 経過措置の認定は、次に掲げる国の通知に基づき、既にたんの吸引等を実施しており、かつ、平成24年4月1日以降も引き続き実施する必要がある場合に行います。

【通知名】

- ①「ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の在宅療養の支援について」（平成15年7月17日医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知）
- ②「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」（平成17年3月24日医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知）

※「特別養護老人ホームにおけるたんの吸引等の取扱いについて」（平成22年4月1日医政発第0401第17号 厚生労働省医政局長通知）に基づく経過措置の認定は、長寿社会課が行います。

※在宅サービスについては、もとより「経管栄養」が認められておらず、厚生労働省の施行事業を受託している等の事由がない限り、経過措置の認定はありません。また、障害者支援施設は、経過措置の対象外です。

- (3) 提出書類は次のとおりであり、全ての書類を、不備なく提出くださるようお願いいたします。

- ①様式17-1 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書
- ②様式17-2 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類①本人誓約書
- ③様式17-3 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類②第三者証明書
- ④様式17-4 認定特定行為業務従事者認定証（経過措置）交付申請書添付書類③実施状況確認書
- ⑤様式5-3 社会福祉法及び介護福祉士法附則第4条第3項の各号の規定に該当しない旨の誓約書
- ⑥住民票

※上記提出書類は、原則、「事業者登録」に係る書類と併せ、登録を受ける事業者が全員分をまとめて提出くださるようお願いいたします。

(4) 上記「③様式 17-3」第三者証明書における「第三者」とは、次のとおりです。

- ①その者が勤める事業所の長
 - ②主治医
- 等

2 研修を修了した個人が認定証の交付を受ける場合【研修修了者用認定証の交付申請】

(1) 提出書類は次のとおりであり、全ての書類を、不備なく提出くださるようお願いします。

①様式 5-2 認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第三号研修修了者対象)

※様式 5-1 は、第 1 号・第 2 号研修を修了した方が使用する様式ですので、お間違いないようお願いします。

②様式 5-3 社会福祉法及び介護福祉士法附則第 4 条第 3 項の各号の規定に該当しない旨の誓約書

③住民票

④研修修了証明書の写し

※上記提出書類は、原則、「事業者登録」に係る書類と併せ、登録を受ける事業者が全員分をまとめて提出くださるようお願いします。

(2) 認定証の受領後、その変更、再交付又は辞退が必要となる場合には、次の様式により手続きを行ってくださるようお願いします。

また、各様式に記載されている添付書類も、忘れずに添付ください。

①様式 7 認定特定行為業務従事者認定証変更届出書

②様式 8 認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書

③様式 11 認定特定行為業務従事者認定辞退届出書

3 事業者登録をする場合【「登録特定行為事業者」等の登録申請】

(1) 提出書類は次のとおりであり、全ての書類を、不備なく提出くださるようお願いします。

①様式 1-1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書

※「登録喀痰吸引等事業者」の制度は平成 27 年度から該当となるので、平成 26 年度までは該当ありません。

②様式 1-2 介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿

③様式 1-3 社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 4 各号の規定に該当しない旨の誓約書

④様式 1-4 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類

⑤（参考様式）登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類チェックリスト

⑥・申請者が法人である場合は、法人の定款又は寄付行為、登記事項証明書

・申請者が個人である場合は、住民票の写し

(2) 提出書類は、原則、認定を受ける個人ごとの申請書と併せ、事業者単位でまとめて提出くださるようお願いします。

(3) 上記「④様式 1-4」の「該当書類名」の欄については、整備している書類名を記載の上、該当書類の写しを 1 部添付してください。

同じく「⑤（参考様式）」については、チェックリストにおける全ての項目が満たされている場合に、事業者として適合していると判断しますので御留意ください。

(4) 事業者として登録後、その更新、変更又は辞退が必要となる場合には、次の様式により手続きを行ってくださるようお願いします。

また、各様式に記載されている添付書類も、忘れずに添付ください。

- ①様式 3-1 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書
- ②様式 3-2 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)変更登録届出書
- ③様式 3-3 登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録辞退届出書

4 研修や制度に関する情報等について

(1) 制度や各種参考様式については、厚生労働省ホームページに情報が掲載されていますので、内容を御確認ください。

<厚生労働省ホームページ>

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyyuin/index.html

また、第3号研修のテキスト等については、厚生労働省の事業により、受託事業者のホームページに新たなテキスト等が掲載されていますので、内容を御確認ください。

<株式会社ピュアスピリッツホームページ>

http://www.pures.co.jp/h24_kakutan.html

(2) 秋田県内における研修の情報については、障害福祉課のホームページか、公益財団法人秋田県長寿社会振興財団のホームページを御確認ください。

特に、研修募集も、主にホームページで行いますので、研修の受講を希望する事業者におかれましては、必ずチェックくださるようお願いします。

<障害福祉課の該当ページ>

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/genre/00000000000000/10000000000163/index.html#1175842794227>

<公益財団法人秋田県長寿社会振興財団のホームページ>

<http://www.akita-longlife.net/>

5 その他

県では、第3号研修の指導者(※看護師等)に、県の開催する「指導者養成研修」の受講をお願いしています。

これは、実地研修で指導を行っていただく際のポイントにつき共通認識をもっていただき、指導者により指導内容・評価方法が違うというような問題をなくし、安全で質の高い研修を行うためです。

従いまして、現時点では、自己学習を修了したとしても、そのみでは指導者として指導に当たることはできないことに御留意ください。

なお、現場で業務に当たっている方が多く、日々の業務との兼ね合いもあることから、研修カリキュラムにつきましては、可能な限り負担を軽減できるよう検討していきますので、よろしく御協力をお願いいたします。